



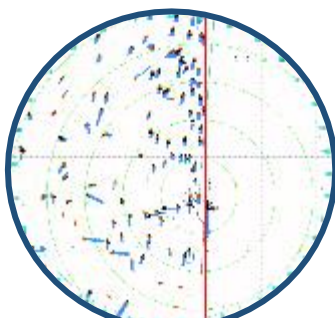
よこわ

～漁業監督課の仕事～

外国漁船の取締り

我が国周辺水域では、我が国漁船だけでなく、国際協定等に基づき、多数の外国漁船も操業しています。九州漁業調整事務所漁業監督課では、管轄海域である九州近海や東シナ海において、二国間協定に基づき操業する外国漁船が定められた操業条件等に違反したり我が国の排他的経済水域内で無許可操業を行うなどの違反操業を防止するため、漁業取締船を派遣し、漁業監督官（※１）が漁業取締りを実施しています。

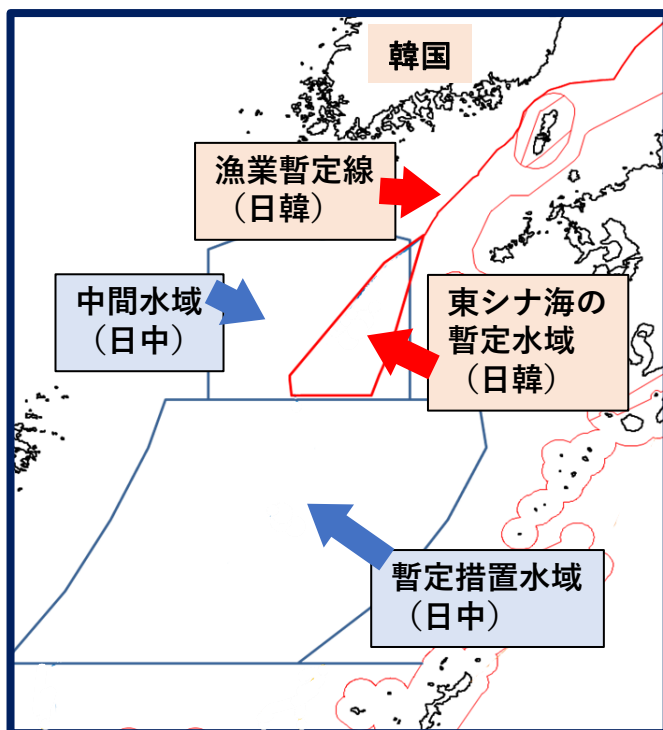
（※１）漁業監督官…漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどる水産庁職員



境界線付近に押し寄せる中国漁船のレーダー画像



境界線付近で操業する中国漁船の光芒



九州漁業調整事務所管轄海域の日韓・日中漁業協定の概念図

東シナ海の「日韓暫定水域」及び「日中暫定措置水域」等では、韓国、中国等の外国漁船が視認されています。これらの外国漁船が暫定水域等から日本側に侵入して違法操業を行わないように、漁業取締船は日々漁業取締りを実施しています。

水産庁における過去10年間の拿捕件数

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
令和6年	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)
令和5年	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
令和4年	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
令和3年	0	0	0	0	0	0
令和2年	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
令和元年	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
平成30年	5 (3)	0	1	0	0	6 (3)
平成29年	1 (1)	4 (4)	0	0	0	5 (5)
平成28年	5 (4)	1 (1)	0	0	0	6 (5)
平成27年	6 (6)	3 (3)	0	3 (1)	0	12 (10)

※（ ）内は、水産庁漁業取締本部福岡支部（九州漁業調整事務所）による拿捕件数の内数

平成29年以降、
中国漁船の入漁
停止

平成28年以降、
韓国漁船の入漁
停止

韓国・中国との漁業交渉が合意に至っておらず、韓国漁船には平成28年（2016年）から、中国漁船には平成29年（2017年）から我が国EEZでの二国間の漁業協定に基づく操業の許可を出していないため、近年は外国漁船拿捕件数が減少しています。

活躍する漁業取締船・取締航空機



九州漁業調整事務所所属では最大の漁業取締船「白萩丸」(総トン数916トン)



取締活動では、漁業取締船だけでなく民間の航空機を借り上げた取締航空機も活躍します！

九州漁業調整事務所では、令和7年1月時点で官船(※1)2隻、用船(※2)10隻、取締航空機を配備し、昼夜を問わず管轄海域の漁業取締りを実施しています。

※1…水産庁が所有する漁業取締船

※2…民間船を借り上げた漁業取締船

漁業取締りの様子



逃走する韓国漁船(右)を追航する搭載艇(左)



搭載艇は取締船の装備の一つで、被疑漁船に移乗(乗り移る)際に使用されます。



韓国漁船に移乗する漁業監督官(中央)



漁船に移乗し漁獲物を検査する漁業監督官

漁業監督課では、漁業取締りを通じて
我が国の水産資源の適切な保存及び
管理に取り組んでいます！！

